

令和7年第30回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年9月25日 1日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 令和7年9月25日（木） 午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（18人）

農地部会長	1番	中	川	誓	子	君	2番	坂	本	和	裕	君	
	3番	梅	津	幸	一	君	4番	佃		徹		君	
	5番	佐	藤	章	平	君	8番	鳥	井	隆		君	
	9番	小	泉	豊	和	君	農地副部会長	10番	武	田	透		君
11番	田	村	秀	司	君		12番	川	原	英	和	君	
13番	安	藤	良	司	君		14番	鎌	仲	照	幸	君	
15番	高	崎	利	彦	君	振興副部会長	16番	山	岸	洋	文	君	
17番	酒	井	祐	二	君	振興部会長	18番	小	林	寿	美	君	
職務代理	19番	日	並	洋	志	君	会長	20番	千	葉	正	美	君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（5人）

事務局長	佐	久	間	大	樹	君	主査	山	内	慶	治	君
主事	龍	瀧	宗	良	君		主事補	石	澤	美	咲	君
臨時筆生	寺	田	裕	子	君							

議 事 日 程

令和7年第30回 美幌町農業委員会総会
令和7年9月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 60 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第112号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第113号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第114号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第115号	現況証明願について
日 程 第 10	議案第116号	農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協要請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年 第30回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号9番 小泉委員、同じく議席番号10番 武田委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元にお配りしております議事日程のとおり報告1件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号6番 木村委員、議席番号7番 中村委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第60号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。
	【 議案に基づき説明 】
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第60号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議長	日程第6、議案第112号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 内容番号40号。
事務局	内容番号40号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について、賃貸人が北海道農業公社に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は美禽の〇〇さん、賃借人は美禽の〇〇さん、土地の所在地は美禽〇〇番〇、面積は〇〇m ² 、契約期間は令和3年3月26日から令和8年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和7年9月1日、土地引渡日は令和7年9月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。 議案第112号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めるに決定をいたします。
議長	日程第7、議案第113号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号167号。
事務局	議案第113号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては農業公社からの売渡が14件、売買が1件、農業公社の買入が1件、賃貸が2件となっております。それでは内容番号167号についてご説明いたします。参考資料は2ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は元町の〇〇さんでございます。土地の所在地は美禽〇〇番〇他計4筆、面積は合計〇〇m ² 、売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
4番	内容番号167号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願ひします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号167号は適当と認めます。 内容番号168号。
事務局	内容番号168号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は美禽の〇〇さん、所有権の移転

を受ける者は美禽の〇〇さんでございます。土地の所在地は美禽〇〇番〇、面積は〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

9 番 内容番号168号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作4品、サツマイモを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号168号は適当と認めます。
内容番号169号。

事 務 局 内容番号169号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は美富の〇〇さんでございます。土地の所在地は高野〇〇番他計3筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

9 番 内容番号169号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で肉牛を肥育されるているほか牧草を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号169号は適当と認めます。
内容番号170号。

事 務 局 内容番号170号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧願います。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は北見市の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は昭野〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇m²でございます。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

3 番 内容番号170号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有している農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は昭野の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号170号は適当と認めます。 内容番号171号。
事 務 局	内容番号171号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は瑞治の有限会社○○ 代表取締役○○さんでございます。土地の所在地は瑞治○○番○他計11筆、面積は合計○○m ² で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいいたします。
16 番	内容番号171号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが売渡を受けるものです。○○さんは法人化され、小麦、豆類、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号171号は適当と認めます。 内容番号172号。
事 務 局	内容番号172号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は瑞治の○○さんでございます。土地の所在地は瑞治○○番○他計2筆、面積は合計○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいいたします。
16 番	内容番号172号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により期間満了前ですが売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で小麦、甜菜、豆類、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号172号は適当と認めます。 内容番号173号。
事 務 局	内容番号173号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は田中の○○さんでございます。土地の所在地は田中○○番○他計27筆、面積は合計○○m ² で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいいたします。

3 番	<p>内容番号173号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号173号は適当と認めます。</p> <p>内容番号174号。なお、内容番号174号につきましては〇〇委員が法人の役員で当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。</p>
	(〇〇委員 退席)
事 務 局	<p>内容番号174号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は田中の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇他計9筆、面積は合計〇〇m²で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします</p>
19 番	<p>内容番号174号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化し、畑作5品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号174号は適当と認めます。
	(〇〇委員 入席)
議 長	内容番号175号。
事 務 局	<p>内容番号175号について、ご説明いたします。参考資料は10ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は福住の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇m²、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。</p>
3 番	<p>内容番号175号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号175号は適当と認めます。 内容番号176号。
事 務 局	内容番号176号について、ご説明いたします。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は福住の○○さんでございます。土地の所在地は田中○○番○他計3筆、面積は合計○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいいたします。
3 番	内容番号176号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号176号は適当と認めます。 内容番号177号。
事 務 局	内容番号177号について、ご説明いたします。参考資料は12ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は田中の○○さんでございます。土地の所在地は田中○○番○、面積は○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の中につきましては担当委員さんよりお願いいいたします。
3 番	内容番号177号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号177号は適当と認めます。 内容番号178号。
事 務 局	内容番号178号について、ご説明いたします。参考資料は13ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は稻美の○○さんでございます。土地の所在地は駒生○○番○他計4筆、面積は合計○○m ² 、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考え

ます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

11番 内容番号178号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により期間満了前ですが売渡を受けるものです。○○さんは家族2人で小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号178号は適当と認めます。
内容番号179号。

事務局 内容番号179号について、ご説明いたします。参考資料は14ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は稻美の○○さんでございます。土地の所在地は駒生○○番○他計3筆、面積は合計○○m²、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

11番 内容番号179号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族2人で小麦、豆類、馬鈴薯、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号179号は適当と認めます。
内容番号180号。

事務局 内容番号180号について、ご説明いたします。参考資料は15ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は豊幌の○○さんでございます。土地の所在地は豊幌○○番○、面積は○○m²、売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては、支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

12番 内容番号180号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で畑作3品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号180号は適当と認めます。
内容番号181号。

事務局	内容番号181号について、ご説明いたします。参考資料は16ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は豊幌の○○さんでございます。土地の所在地は豊幌○○番○他計15筆、面積は合計○○m ² 、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
12番	内容番号181号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが10年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で畑作3品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
事務局	ご異議なしと認め、内容番号181号は適当と認めます。 内容番号182号。
事務局	内容番号182号について、ご説明いたします。参考資料は17ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は豊幌の○○さんでございます。土地の所在地は豊幌○○番○他計10筆、面積は合計○○m ² で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
12番	内容番号182号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族3人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号182号は適当と認めます。 内容番号183号。
事務局	内容番号183号について、ご説明いたします。参考資料は18ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は美禽の○○さん、利用権の設定を受ける者は美禽の○○さんでございます。土地の所在地は美禽○○番○内他計3筆、面積は合計○○m ² 、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は公告日の令和7年10月10日から令和9年10月31日までの2年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
4番	内容番号183号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。

	○○さんは2人で水稻、小麦、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号183号は適當と認めます。 内容番号184号。
事 務 局	内容番号184号について、ご説明いたします。参考資料は19ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は報徳の○○さん、利用権の設定を受ける者は報徳の有限会社○○ 代表取締役 ○○さんでございます。土地の所在地は報徳○○番○他計2筆、面積は合計○○m ² 、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は公告日の令和7年10月10日から令和12年10月31日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
15番	内容番号184号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは法人化され、畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号184号は適當と認めます。
事 務 局	最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の農業委員会総会で承認された後、北海道農業公社に対し、町から促進計画案と農業委員会から農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請書を併せて提出します。北海道農業公社において促進計画が認可された後、町において公告されることとなっております。効力の発生は10月10日を予定しています。なお、農業経営基盤強化促進法及び関連法の一部改正により令和7年4月以降の農地の貸借について北海道農業公社経由となっていることを申し添えます。以上、ご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。
議 長	議案第113号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第8、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。 内容番号69号。
議 長	今月の案件は全2件で内容につきましては売買が1件、賃貸借が1件でございます。それでは内容番号69号についてご説明いたします。参考資料は21ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は北見市の○○、譲受人は昭野の株式会社○○ 代表取締役○○さんでございます。土地の所在地は昭野○○番○、面積は○○m ² でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料22ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認

		委員さんよりお願ひいたします。
4 番		内容番号 6 9 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、小麦、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月2日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長		ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長		ご異議なしと認め、内容番号 6 9 号は適当と認めます。 内容番号 7 0 号。
議 長		内容番号 7 0 号についてご説明いたします。参考資料は23ページをご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は稻美の岩村豊治さん、借受人は稻美の〇〇さんでございます。土地の所在地は駒生〇〇番〇、面積は〇〇m ² でございます。申請理由は賃貸借、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料24ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
11 番		内容番号 7 0 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月18日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長		ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長		ご異議なしと認め、内容番号 7 0 号は適当と認めます。 議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長		日程第9、議案第115号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号 3 1 号。
事 務 局		内容番号 3 1 号についてご説明いたします。参考資料は26ページをご覧願います。所有者及び願出人は高野の〇〇さんでございます。土地の所在地は高野〇〇番〇、面積は〇〇m ² 、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
9 番		内容番号 3 1 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は〇〇さんの宅地の一部で相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月20日、中川委員、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長		ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号31号は適當と認めます。 議案第115号「現況証明願について」は申請どおり適當と認めるに決定をいたします。
議長	日程第10、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題といたします。 内容番号14号。
事務局	内容番号14号についてご説明いたします。参考資料は28ページをご覧願います。申出者は美禽の○○さん、申請地は美禽○○番○、面積は○○m ² 、利用調整の経過につきましては申出日が令和7年9月1日、利用調整を行った時期が令和7年9月1日から令和7年9月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。
議長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号14号は適當と認めます。 内容番号15号。
議長	内容番号15号についてご説明いたします。参考資料は29ページをご覧願います。申出者は稻美の○○さん、申請地は稻美268番1他計3筆、面積は合計49,873m ² 、利用調整の経過につきましては申出日が令和7年9月1日、利用調整を行った時期が令和7年9月1日から令和7年9月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号15号は適當と認めます。 議案第116号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議要請について」は適當と認めるに決定をいたします。
議長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第30回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議長	ご苦労様でした。

閉会 午後2時17分

令和7年9月25日開催の第30回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員